

パラナ州内におけるマスク着用義務の緩和について

2022年3月17日

3月16日、パラナ州政府は、州内におけるマスク着用義務を緩和する旨発表しました。

●3月16日、パラナ州政府は、政令10530号を発出し、州内におけるマスク着用義務を緩和する旨発表しました。

●同政令による緩和措置の主な点は以下のとおりです。

- 1 3月17日以降、開放的な空間におけるマスク着用を任意とし、閉鎖的な空間（イベント、公共交通機関、職場、商業スペース）における着用義務を継続する。
- 2 12歳未満の児童のマスク着用については、場所を問わず保護者の判断に委ねる（州政府は着用を推奨）。

●上記緩和措置に関する詳細情報については、以下のパラナ州政府のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.parana.pr.gov.br/noticias/aen/fd9f7477-82af-4eef-abc3-625b79c68abf>

※パラナ州政府 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://www.coronavirus.pr.gov.br/Campanha>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp